

令和 6 年羽村市二十歳のつどいについて

1 実施方針

令和 4 年 4 月に民法が改正され、成人年齢が 18 歳に引き下げられたが、羽村市では民法改正後も 20 歳を対象として、成人の日である 1 月第 2 月曜日に式典を実施することを市の方針として定めたことから（令和 2 年 2 月 28 日付羽生発第 3936 号「成年年齢引き下げ後の成人式の実施について」）、今年度も 20 歳を対象として実施する。

2 事業名称

令和 6 年羽村市二十歳のつどい

3 目的

20 歳の市民を対象に、法律上の成年者として与えられている権利と社会に対する義務と責任について再認識する機会とするとともに、これからの人生において情熱をもって若い力を発揮できるよう励ますことを目的とする。

4 主催

羽村市・羽村市教育委員会

5 日時

令和 6 年 1 月 8 日（月・祝） 午前 11 時 00 分～午前 11 時 20 分：式典
午前 11 時 25 分～正午：アトラクション

6 会場

プリモホールゆとろぎ 大ホール

7 対象者

平成 15 年 4 月 2 日～平成 16 年 4 月 1 日に生まれた市民
600 人程度を予定（前回 611 人）

8 内容

<式典> 11:00～11:30
市長式辞、来賓祝辞、二十歳代表者による誓いの言葉
<アトラクション> 11:30～正午
恩師スライドショー
著名人ビデオメッセージ（交渉中）

9 出席者及び来賓

理事者、教育委員会委員、市議会議員等

10 問合せ先

羽村市生涯学習推進課 電話：042-570-0707